

令和5年生駒市教育委員会

第4回定例会 議案

令和5年4月24日

生駒市教育委員会

令和5年生駒市教育委員会(第4回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第3号	令和5年生駒市議会第1回(3月)定例会提出議案の結果について	1
報告第4号	人事異動の総括について	2
議案第18号	生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則の制定について	4
議案第19号	生駒市教科用図書選定懇話会の開催について	7
議案第20号	生駒市教育委員会活動点検評価委員の委嘱について	8

報告第3号

令和5年生駒市議会第1回（3月）定例会提出議案の結果について

令和5年生駒市議会第1回（3月）定例会提出議案の結果について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第1号の規定により、次のとおり報告する。

令和5年4月24日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

【提出議案】

- ・ 令和4年度生駒市一般会計補正予算（第11回）
- ・ 生駒市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- ・ 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

【審議経過】

令和5年3月6日 開会

令和5年3月15日 市民文教委員会・予算委員会（市民文教分科会）

令和5年3月20日 予算委員会

令和5年3月24日 再開

【結果】

原案のとおり可決

報告第4号

人事異動の総括について

生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第1号の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年4月24日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

令和5年4月人事異動について

	退職	異動			採用	計
		市内	市外(転出)	市外(転入)		
事務局職員	5(2)	34(11)			6(0)	45(13)
小学校	20(2)	34(6)	10(1)	16(3)	10(0)	90(12)
中学校	20(3)	10(4)	4(0)	9(1)	3(0)	46(8)
幼稚園	2(0)	11(2)			3(0)	16(2)
保育園	2(0)	10(2)			8(0)	20(2)
合計	49(7)	138(30)			30(0)	217(37)

()内は管理職(校長・教頭・園長・副園長)
再任用職員、講師は含まず

議案第 18 号

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和 5 年 4 月 24 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を改正する規則

第 1 条 生駒市立幼稚園預かり保育実施規則（令和元年 9 月生駒市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「午後 4 時 30 分」を「午後 5 時」に改める。

別表の 1 の表中

午前 11 時 30 分から午後 4 時 30 分まで （教育時間の終了時間が午前 11 時 30 分 である場合）	日額 750 円	を
午前 11 時 30 分から午後 4 時 30 分まで （教育時間の終了時間が午前 11 時 30 分 である場合）	日額 750 円	
午前 11 時 30 分から午後 5 時まで（教育時 間の終了時間が午前 11 時 30 分である場 合）	日額 820 円	に、

午後2時から午後4時30分まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	日額370円
--------------------------------------	--------

を

午後2時から午後4時30分まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	日額370円
午後2時から午後5時まで(教育時間の終了時間が午後2時である場合)	日額450円

に改

め、別表の2の表中

午前8時30分から午後4時30分まで	月額12,600円	日額1,190円
正午から午後4時30分まで	月額7,100円	日額670円

を

午前8時30分から午後4時30分まで	月額12,600円	日額1,190円
午前8時30分から午後5時まで	月額13,500円	日額1,270円
正午から午後4時30分まで	月額7,100円	日額670円
正午から午後5時まで	月額8,000円	日額750円

に改

め、同表備考第1項中「12,600円」を「13,500円」に改める。

第2条 生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

午前11時30分から午後4時30分まで (教育時間の終了時間が午前11時30分 である場合)	日額750円	及び を削
午後2時から午後4時30分まで(教育時間 の終了時間が午後2時である場合)	日額370円	

り、別表の2の表中

午前8時30分から 午後4時30分まで	月額12,600円	日額1,190円	及び を削
正午から午後4時3 0分まで	月額7,100円	日額670円	

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第1条の規定は令和5年9月1日から、第2条及び次項の規定は令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の生駒市立幼稚園預かり保育実施規則別表の規定は、令和6年4月分以後の同表に定める預かり保育料から適用し、同年3月分までの預かり保育料については、なお従前の例による。

議案第 19 号

生駒市教科用図書選定懇話会の開催について

生駒市教科用図書選定懇話会の開催について、下記のとおり開催したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年 6 月法律第 162 号）第 21 条第 6 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

記

開催目的 令和 6 年度使用小学校教科用図書採択に係る調査・研究

開催期間 令和 5 年 5 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日

令和 5 年 4 月 24 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

